建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における

特記仕様書（案）

〔 令和８年度淀川左岸線（２期）事業外１CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託 〕

特記仕様書（１）

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html

2. 歩掛適用年月について

本業務は「設計業務等標準積算基準書（令和８年度版：国土交通省監修）」を適用している。

なお単価表に歩掛が表示されている項目は参考であり、受注者は本業務の趣旨を充分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとする。

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より、令和８年２月 17 日付で示された「令和８年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。

4. 業務目的

淀川左岸線（２期）事業は、大阪都心北部地域における交通混雑の緩和、市街地環境の改善、ならびに近畿圏の広域ネットワークの強化を目的とするものである。平成 18 年度からは、本市と阪神高速道路株式会社による合併施行方式により事業を実施しており、令和 14 年度末の完成を目指している。また、街路事業である淀川南岸線事業を併せて推進することで、歩行者等の安全性の向上および沿道地域の利便性向上を図ることとしている。なお、以下、淀川左岸線（２期）事業および淀川南岸線事業を併せて「本事業」という。

本業務は、淀川左岸線（2 期）事業を円滑に推進し、令和 14 年度末の確実な完成を図るとともに、淀川南岸線事業を効率的に推進するため、本事業全体をマネジメントし、事業の推進を図ることを目的とする。本事業のマネジメントにあたっては、全体事業工程および事業費等の管理を行うとともに、潜在的なリスクや課題を迅速に把握・整理し、課題解決に向けた検討および対策の立案を行うこととし、このために必要な関係機関との調整等を含めて実施するものとする。

5. 業務内容

５－１　淀川左岸線（２期）事業監理

（1）事業監理

①　事業工程管理

過年度業務でとりまとめた全体事業工程について、現地状況や関係者ヒアリング等を通じて事業進捗に合わせた更新を随時実施し、事業全体の進捗を管理する。その際に、関係機関協議や許認可手続き等も含めた全体工程とするとともに、関連工事・関連事業との関連性についても整理し調整を行うものとする。

また、今後発注が必要となる設計及び工事の抽出・整理を行うとともに、発注区分や発注方法についても併せて検討するものとする。

②　事業リスク管理

過年度業務で整理した事業リスクや課題について、対応経緯を把握し、一覧表に整理する。これらリスクや課題に対し、解決に向けた対応方針を検討し、全体工程との整合を考慮したうえで対応時期を示すものとする。

整理した一覧表は定期的に会議等で関係者と共有し、対応方針の進捗状況を確認する。

③　予算管理

過年度業務で実施した全体事業費管理及び執行管理の内容を踏まえた上で、各工事における予算執行額の管理（契約変更や議会対象金額の確認）や財源区分（交付金、負担金、基金等）を行う。

さらに、予算執行と決算報告を踏まえ、事業費増大リスクやインフレスライド額を見越した全体事業費着地点の予測を行い、追加予算額と追加理由の検討を通じて、令和９年度に実施する事業再評価における基礎資料を作成する。

（2）本市契約工事の円滑化に向けた支援

①　契約書及び設計図書に基づく指示・承諾・受理等の支援

契約書及び設計図書に示された発注者が行う工事受注者に対する指示・承諾及び受理等について支援を行う。

また、別途発注する工事監督支援業務の履行を管理する監督職員の支援を行うと共に、監督支援者との情報共有を通じて、現場課題の抽出及び対応策の検討を行う。

②　工事受注者との協議支援

発注者と工事受注者の協議に同席し、必要に応じて助言を行う。また、工事受注者から提出された技術的な疑義について、内容の検討や妥当性を検証し、合意形成・意思決定の円滑化を図る。なお詳細設計付工事において実施された、詳細設計業務に対する支援も含むものとする。

③　設計変更への対応検討

工事受注者より提出される設計変更協議について、施工状況等の内容を把握するとともに、設計変更の妥当性を検証する。また、設計変更の必要性が生じた場合、変更契約に係る支援を行う。

④　工事完成検査に係る支援

工事完成検査に際し、契約図書により義務づけられた資料及び完成検査に必要な資料、過去の検査時指摘事項等を把握し、本市職員の確認作業等に対して支援を行う。

上記①～④の支援については、表１に示す５工事とする。なお本業務の履行期間中、表１に示す契約内容に変更があった場合や、新たな工事が契約した場合は、本市監督職員と協議のうえ、変更・追加できるものとする。

表 1　本市発注の既契約工事一覧［R8.10 時点］

工事名	工事場所	主な工事内容	工期
淀川左岸線（2 期）トンネル整備工事-1	大阪市福島区海老江６丁目から３丁目まで	仮設工、地盤改良工、現場打構築工、構造物撤去工	平成 31 年 3 月 13 日～令和 9 年 7 月 30 日
淀川左岸線（2 期）トンネル整備工事-2	大阪市北区大淀北２丁目から中津７丁目まで	仮設工、地盤改良工、現場打構築工、構造物撤去工	令和 2 年 2 月 21 日～令和 11 年 9 月 28 日
淀川左岸線（2 期）トンネル整備工事-3	大阪市北区大淀北１丁目から豊崎６丁目まで	仮設工、地盤改良工、現場打構築工、構造物撤去工	令和 3 年 2 月 25 日～令和 12 年 9 月 30 日
淀川左岸線（2 期）トンネル整備工事-5	大阪市福島区海老江６丁目、４丁目	仮設工、地盤改良工、現場打構築工、構造物撤去工	令和 4 年 10 月 3 日～令和 9 年 7 月 30 日
淀川南岸線（国道２号交差部）ボックス復旧工事	大阪市福島区海老江６丁目～８丁目	仮設工、現場打構築工	令和 7 年 5 月 9 日～令和 10 年 12 月 28 日

（3）引継ぎ図書の整理

①　最新図面の整理、更新支援

過年度業務で作成した統合平面図を基に、新たに提出された図面や情報等を追加し、将来の維持管理に向け、各種境界線や構築物情報が確認しやすい統合図面の作成・更新を行う。

なお、統合、整理する情報は以下に示すとおりである。

- ・工事完成図面（未完成区間については最新の設計図面）
- ・公図
- ・現管理境界と範囲
- ・登記上の境界線と地目（官々および官民の境界、土地の持主と利用）
- ・各事業者の管理区分
- ・工事関連の施設（水道、下水道、ガス、電気、通信等）
- ・市道供用に必要な配置施設（信号、交通標識、道路標示、交通安全施設、道路案内板、消火栓、防犯カメラ等）

②　引継ぎ図書の整理

供用開始後に維持管理者や施設管理者が保有すべき引継ぎ図書として、完成図書、管理区分図、施設台帳、埋設物情報、関係機関協議記録、許認可資料、維持管理上の留意事項等の整理を行う。

引継ぎ図書の整理にあたっては、維持管理部署へヒアリングに同席し、必要資料を明確にすること。ヒアリング対象は本市建設局だけでなく、阪神高速道路や国土交通省も含むものとする。

５－２　淀川南岸線事業監理

（1）事業監理

①　事業工程管理

過年度業務でとりまとめた全体事業工程について、現地状況や関係者ヒアリング等を通じて事業進捗に合わせた更新を随時実施し、事業全体の進捗を管理する。その際に、関係機関協議や許認可手続き等も含めた全体工程とするとともに、関連工事・関連事業との関連性についても整理し調整を行うものとする。

②　設計・工事等の発注計画及び契約支援

既往の設計成果を整理した上で、過年度業務で実施した設計・工事等の発注計画の更新、入札契約方式の検討、契約関係図書（特記仕様書等）の作成支援等を実施する。また本市職員が別途契約する設計業務や資料作成業務に対して指示を行う際、円滑な指示となるよう、必要に応じて支援や助言を行うものとする。

なお本業務では業務委託及び工事の発注時に必要となる積算業務は含まない。

③　事業リスク管理

過年度業務で整理した事業リスクや課題について、対応経緯を把握し、一覧表に整理する。これらリスクや課題に対し、解決に向けた対応方針を検討し、全体工程との整合を

考慮したうえで対応時期を示すものとする。

整理した一覧表は定期的に会議等で関係者と共有し、対応方針の進捗状況を確認する。

④　予算管理

過年度業務で算出した全体事業費を踏まえ、別途契約を予定している設計業務委託で算出する概算事業費を参考に全体事業費の更新を随時行うものとする。

さらに、予算執行と決算報告を踏まえ、事業費増大リスクやインフレスライド額を見越した全体事業費着地点の予測を行い、追加予算額と追加理由の検討を通じて、令和９年度に実施する事業再評価における基礎資料を作成する。

（２）設計監理

①　契約関連図書及び業務計画書の内容把握

設計業務等の契約関連図書及び受注者から提出される業務計画書等の内容把握を行い、隣接工区との設計方針等の調整を行う。

②　設計条件及び比較検討等の妥当性検討

受注者から提出される設計条件と現場条件との齟齬等の確認を行い、また比較設計等の妥当性を検討し助言を行う。

③　業務履行状況の把握及び確認

設計業務等が円滑に進捗するように、設計協議に同席し、業務の進捗管理を行う。また、発注者と設計業務等受注者との協議に同席し、必要に応じて助言を行う。

④　設計成果の確認

設計業務等の完了検査に先立ち、契約図書により提出を義務付けられた資料、検査に必要な書類及び資料等の内容について契約図書に照らして確認し、その結果を発注者に報告する。

なお、上記①～④の監理対象業務については、事業進捗に応じて監督職員との協議により決定するものとする。

（３）本市契約工事の円滑化に向けた支援

①　契約書及び設計図書に基づく指示・承諾・受理等の支援

契約書及び設計図書に示された発注者が行う工事受注者に対する指示・承諾及び受理等について支援を行う。

また、別途発注する工事監督支援業務の履行を管理する監督職員の支援を行うと共に、監督支援者との情報共有を通じて、現場課題の抽出及び対応策の検討を行う。

②　工事受注者との協議支援

発注者と工事受注者の協議に同席し、必要に応じて助言を行う。また、工事受注者から提出された技術的な疑義について、内容の検討や妥当性を検証し、合意形成・意思決定の円滑化を図る。

③　設計変更への対応支援

工事受注者より提出される設計変更協議について、施工状況等の内容を把握すると共に、

設計変更の妥当性を検証する。また、設計変更の必要性が生じた場合、工事受注者への指示事項に係る支援を行う。

④　工事施工状況の把握

定期的な現地臨場により、現場状況に施工計画等との疑義が確認された場合は、工事監督支援業務で実施される段階確認に同行し、改善策等の助言を行う。

なお、上記①～④の支援対象工事については、事業進捗に応じて監督職員との協議により決定するものとする。

５－３　各事業共通事項の調整・検討

（１）他事業と本事業間の工程調整に関する助言

本事業に関連する他事業の最新の情報・工程・課題等の把握を通じて、クリティカルパスや実施順序等の見直し検討を行い、過年年度業務で作成した関連事業マスター工程計画を更新する。また、本事業と関連事業の工程調整に関する助言を行う。

なお、関連事業は以下を予定する。

・淀川左岸線（２期）事業のうち本市以外の実施分（阪神高速、淀川河川など）
・淀川左岸線延伸部（阪神高速、浪速国道）
・電線共同溝整備事業［国道２号線］（大阪国道）
・高規格堤防整備事業［海老江地区］（淀川河川）
・緊急河川敷道路整備事業（淀川河川）
・福島出張所移転事業（淀川河川）
・海老江下水処理場移転事業（大阪市）
・東洋ガラス旧大阪工場跡地開発事業（東洋ガラス）、など

（２）各会議体の運営支援

各種会議体の運営方針を踏まえた上で、開催目的、参加者、頻度等を見直し、会議体の効率化へ向けた提案を行う。また、会議体運営において以下の内容を実施する。

・会議前の準備（会議資料のとりまとめ、施工者との調整、議事次第の作成支援）
・会議進行支援（司会進行支援、会議記録作成）
・会議体運営管理（会議資料の管理、会議体の改善提案）

（３）関係機関等の協議支援

本事業の遂行において必要となる関係機関との協議や地元説明等について、協議項目の整理、協議スケジュール等の管理を行う。

なお、協議先は以下を予定するが、事業進捗に応じて監督職員との協議により決定するものとし、必要に応じ、関係機関協議資料を作成する。

- 阪神高速道路（有料道路事業、接続部協議など）
- 河川管理者（堤防復旧、管理用通路、急河川敷道路、仮設、維持管理など）
- 交通管理者（大開交差点、国道 2 号交差点、国道 176 号交差部、南岸線降口など）

・ 埋設企業体（上下水道、工水、関電、ＮＴＴ、ガスなど）
・ 橋梁管理者（阪神電鉄、国道２号、ＪＲ、国道 176 号、阪急電鉄、大阪メトロ、国道 423 号など）
・ 地元、民間開発事業者など

各会議体の運営・支援について、左岸線は施工者関連が月６会議体程度、市関連が月５会議体程度、南岸線は施工者関連が月２会議体程度、市関連が月４会議体程度を予定する。

（4）情報共有プラットフォームの運用・更新

過年度業務で作成・運用された左岸線及び南岸線の情報共有プラットフォームについて、各種共有情報を引き続き更新するとともに、WEB カメラ（現場カメラ）及び現地状況データとの連携を維持しながら運用を継続する。

すでに導入されているシステム等の各仕様を表２に示す。また、プラットフォーム上の共有情報を取得するために本業務で実施する追加・更新作業の数量を表３に示す。

なおプラットフォームトップページからのリンクを維持すること。

表 2　システム等の各仕様

	ﾃﾞｰﾀ/ｼｽﾃﾑ	製品名	数量	期間	要求性能
ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ	トップページ	Microsoft Excel	一式	36 か月	同等以上
	クラウド情報共有システム	Microsoft One Drive	1 ﾗｲｾﾝｽ	36 か月	同等以上
ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ上の共有情報	電子決裁システム(ASP)	basepage：川田テクノシステム株式会社	30GB･90 人：1 ﾁｰﾑ 20GB･60 人：1 ﾁｰﾑ	36 か月	同等以上
	WEB カメラ	Safie GO PTZ Plus：セーフィー株式会社	一般型：39 台 一般型 180°：4 台 ｿｰﾗｰﾊﾟﾈﾙ型：14 台	36 か月	同等以上【モバイルルータ（LTE 回線込）、クラウドサーバー利用（補償料込）を含む】
	ウェアラブルカメラ	Safie ポケット 2 プラス：セーフィー株式会社	2 台	36 か月	
	3D 点群データ	Lixel Cyber Color Studio：XGRIDS	1 ﾗｲｾﾝｽ	36 か月	同等以上
	3D 概略イメージ	Trimble Connect:株式会社ニコン・トリンブル	1 ﾗｲｾﾝｽ	36 か月	同等以上

表 3　共有情報の追加・更新作業の想定数量

共有データ	追加・更新作業数量
WEB カメラ	現地設置：1回 現地撤去：1回
3D 点群データ	現地計測と追加：24 回程度
3D 概略イメージ	イメージ作成、追加：6 回程度

（5）財産・管理区分及び法的手続き等の整理

淀川左岸線（2 期）事業の完了後および南岸線一部供用開始時・完了後の財産区分、管理区分について、河川法、道路法等から各区分について整理し、各区分図を作成する。

また、河川管理者や関連事業者との協議により、変更があった場合には、その結果を各区分図に反映し更新する。

6. 成果品

成果品は、本業務の目的を踏まえてとりまとめた業務報告書及び業務の各段階で更新・作成された下記の成果を標準とするが、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

・業務報告書

・打合せ記録簿など業務の各段階で更新・作成された成果（リスク管理一覧表、事業全体工程表、事業費進捗管理表、関係機関協議資料・議事録ほか）

成果品の種類及び部数は次の通りとする。

・報告書 1 部（A4 判パイプ式ファイル）

・電子データ 2 セット

なお、報告書及び報告書の各種根拠データ全て（計算過程で使用した数式等も含む）について、編集可能な電子データとして納品すること。記憶媒体は CD-R 又は DVD-R を原則とするが、容量に応じて監督職員に確認すること。

電子データについては、Windows11 以上のＯＳを用い、一般的なソフト（Word、Excel、PowerPoint 等）を使用して作成すること。

電子データの納品は、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認すること。なお、ウイルス対策ソフトの指定は特にないが、信頼性の高い最新のものを利用すること。

7. 打合せ等

業務着手時、成果物納入時においては原則として、管理技術者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは原則２回／月とするが、協議等により変更できることとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。

8.　業務実施体制

８－１　業務実施体制

(1)　非常駐で管理技術者及び主任技術者をそれぞれ１名配置すること。

(2)　常駐で主任技術者を１名、担当技術者６名以上配置すること。

(3)　常駐を必要としない業務項目の遂行、常駐技術者の専門的知識の補完や業務のサポート等を行うため、バックオフィスを設置し、常駐技術者と連携・協働すること。バックオフィスには河川、道路、構造の専門家を配置すること。（図１に実施体制のイメージを示す。）

(4)　管理技術者、主任技術者、担当技術者及びバックオフィスは、いずれの技術者とも兼務することはできない。

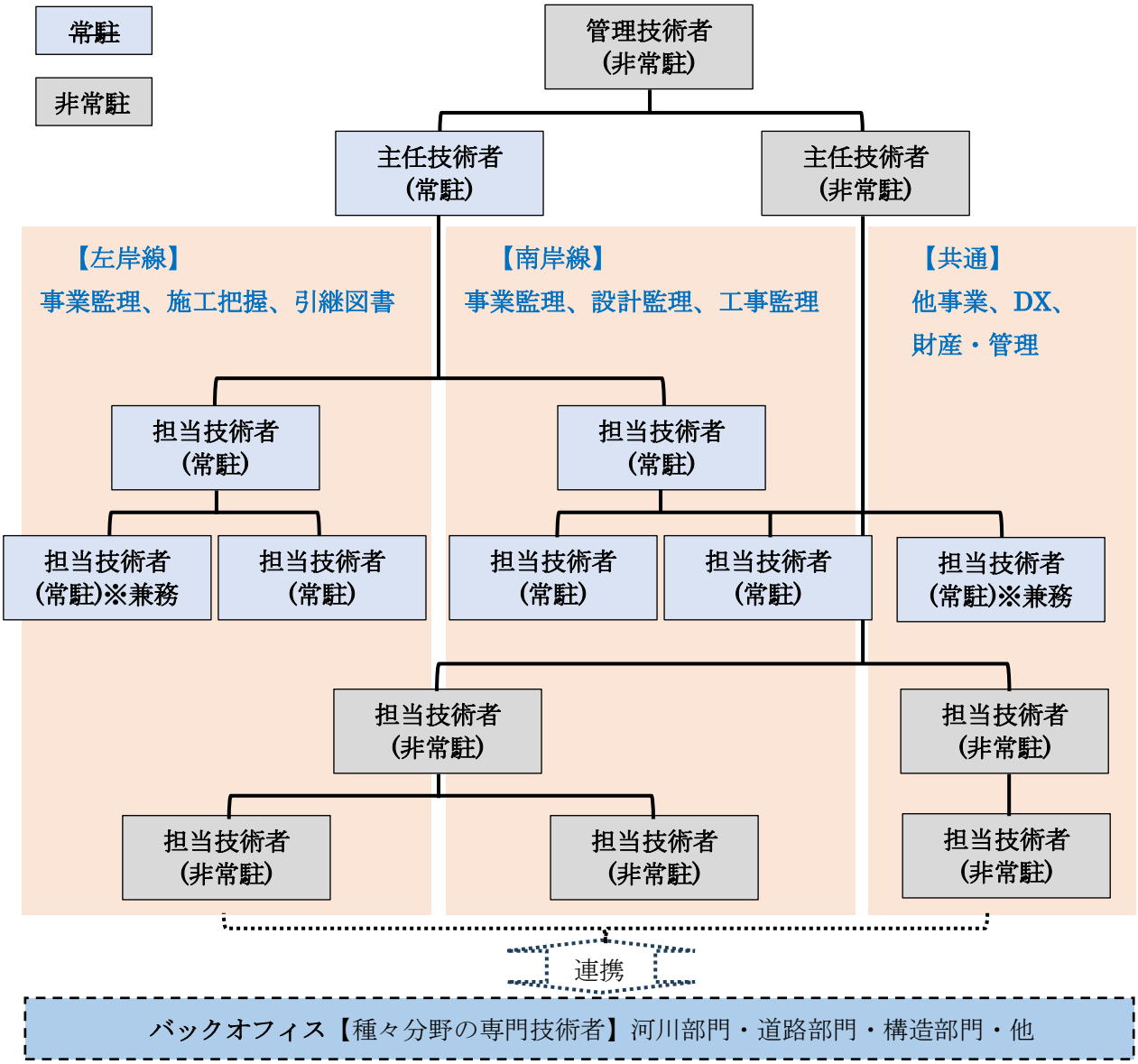


図１　実施体制のイメージ図

・ 管理技術者

契約の履行に関し、業務の全体管理及び統括等を行う者をいう。

・ 主任技術者

管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の監理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。

・ 担当技術者

管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者を除く）をいう。

・ バックオフィス

管理技術者のもとで、種々な分野からなる専門的技術課題に対応する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者、担当技術者を除く）をいう。

８－２　管理技術者

本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること、

(1) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。

(2) 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－土質及び基礎」、「建設－都市及び地方計画」、「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－道路」、「建設－鋼構造及びコンクリート」又は「建設－施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。

(3) 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記１・２と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(4) RCCM（「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。

(5) 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、１級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。

８－３　主任技術者

本業務では主任技術者を２名配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること、

(1) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている

者。

(2) 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－土質及び基礎」、「建設－都市及び地方計画」、「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－道路」、「建設－鋼構造及びコンクリート」又は「建設－施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。

(3) 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記１・２と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(4) RCCM（「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。

(5) 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、１級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。

８－４　担当技術者

本業務では担当技術者を６名以上配置することとし、次のいずれかの条件を満たす担当技術者を少なくとも１名を配置すること。また受注者と直接雇用関係（派遣契約を含む）を有していること、

(1) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。

(2) 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－土質及び基礎」、「建設－都市及び地方計画」、「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－道路」、「建設－鋼構造及びコンクリート」又は「建設－施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。

(3) 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記１・２と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。

(4) RCCM（「土質及び基礎」、「都市及び地方計画」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。

(5) 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、１級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。

(6) 一級土木施工管理技士の資格を有し、登録を受けている者。

9. 再委託

業務委託契約書第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

10. 出来高検査及び部分払い

本業務では各年度の履行確認のため、以下の時期に中間出来高検査を受検し、部分払いの請求を行うものとする。なお、詳細については監督職員と協議の上決定することとする。

年度	出来高基準日	検査予定時期	備考
令和９年度	令和９年 12 月末	令和 10 年２月末	第１回中間出来高
令和 10 年度	令和 10 年 12 月末	令和 11 年２月末	第２回中間出来高
令和 11 年度	令和 12 年３月末	令和 12 年３月末	完成検査

11. その他

① 発注者の事務所とは別途、受注者が現場近く（此花区、福島区、北区のいずれか）に事務所（常駐場所）を確保し常駐すること。

② 常駐期間は、令和９年度～令和 11 年度の３年間とする。

③ 契約日から令和８年度末までは非常駐とし、過年度業務内容の把握、計画準備、現地踏査等を実施すること。

④ 現場状況の確認を行うために車両の確保を行うこと。

⑤ 現場常駐に必要となる事務所賃料、事務用品（机、椅子、本棚等）、車両等の費用及び事務所（常駐場所）で必要となるパソコン（各種ソフトウェア含む）、プリンター等の費用については、「事務所開設費」に計上すること。

⑥ 経費については、「土木設計業務等積算基準」を準用する。

特 記 仕 様 書 2

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例について

（条例の遵守）

第 1 条　受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条　受注者は、当該業務の履行について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市　受注者：請負者）

特　記　仕　様　書　３

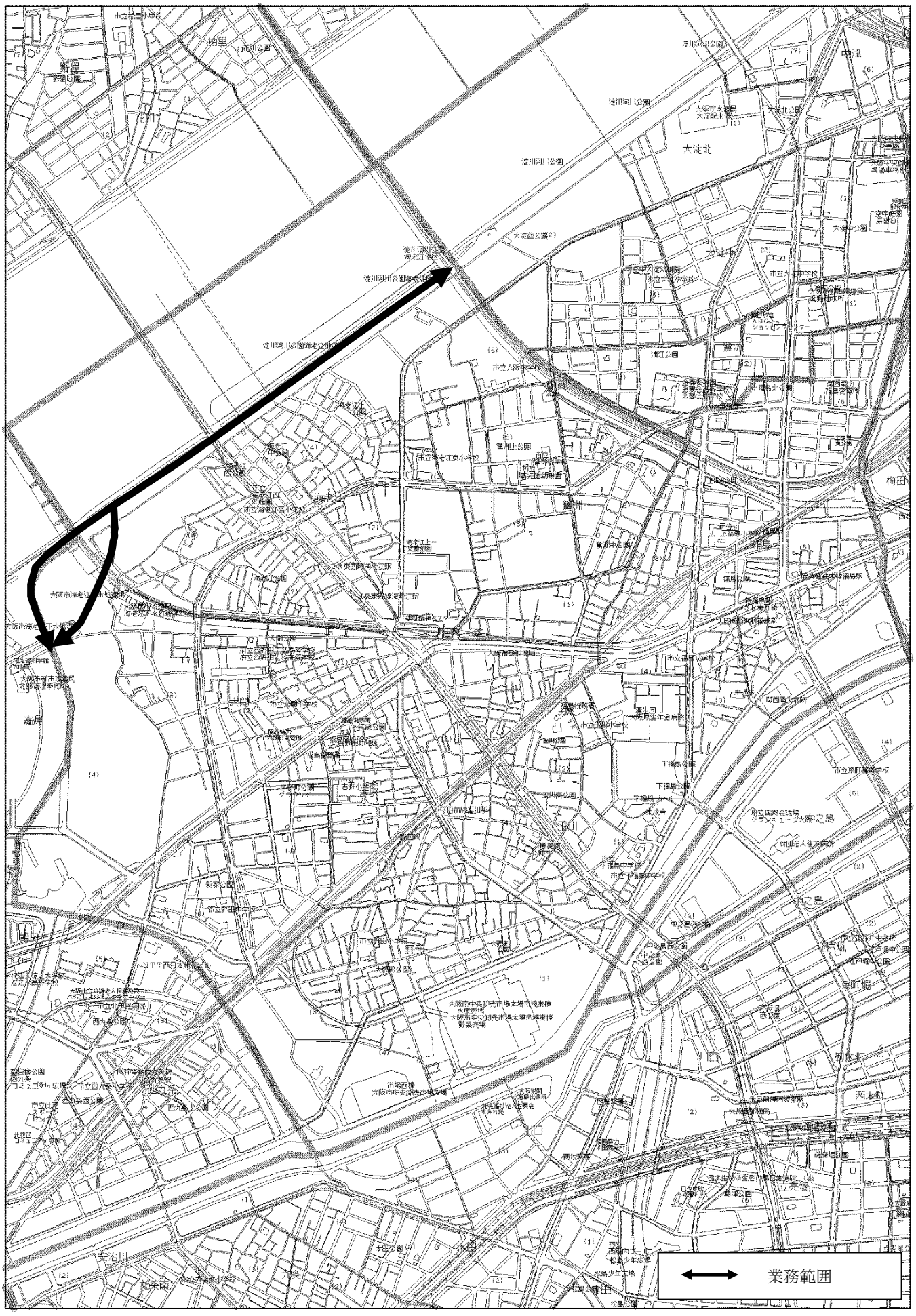
生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
 なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

福島区

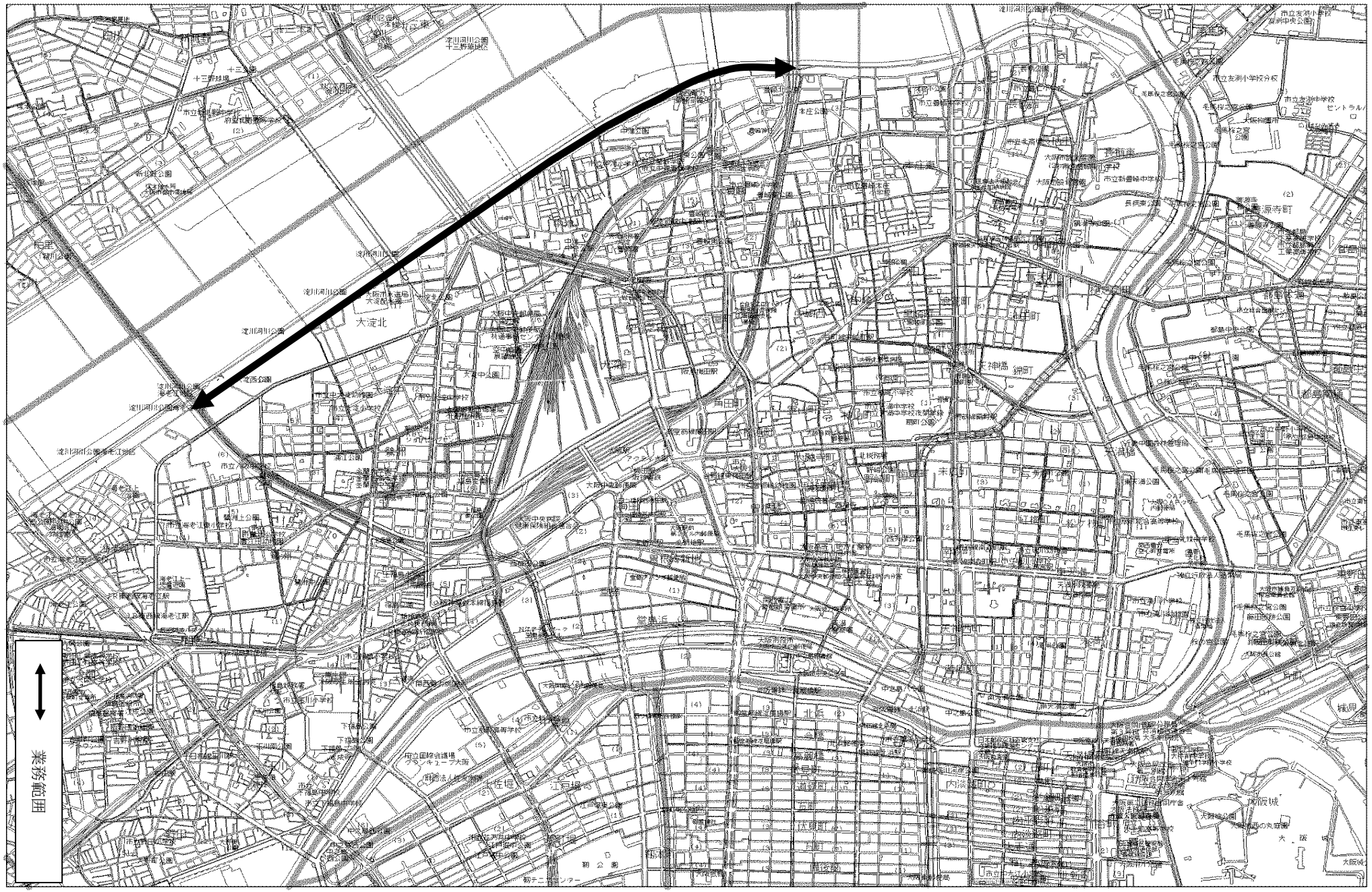


作成年月日：０７／１０／０９

1000m

大阪市建設局

北区



作成年月日：０７／１０／０９

1000m

大阪市建設局